

静岡県告示第290号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
（略）			（略）		
御殿場総合サービス株式会社	<u>御殿場市駒門一丁目158番地</u>	御殿場市萩原483番地 御殿場市役所内	御殿場総合サービス株式会社	<u>御殿場市川島田1446番地の24</u>	御殿場市萩原483番地 御殿場市役所内
（略）			（略）		
2 （略）			2 （略）		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成25年1月29日から適用する。